

川西町デジタル地域通貨「ダリヤP a y」利用規約

川西町デジタル地域通貨「ダリヤP a y」利用規約（以下「本規約」といいます。）は、川西町（以下「発行者」といいます。）が、株式会社トラストバンク（以下「トラストバンク」といいます。）の提供するシステムを利用して発行する川西町デジタル地域通貨「ダリヤP a y」（以下「ダリヤP a y」といいます。）の利用に関し、利用者の遵守事項並びに発行者及び利用者の権利義務関係を定めるものです。ダリヤP a yを利用する方は、本規約及び別途トラストバンクが定める「ふるさとチョイス電子感謝券及び地域通貨システム利用規約」に御同意いただいた上で、利用するものとしますので、全文を御一読ください。

（定義）

第1条 本規約において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める意味を有するものとします。

- （1） 「川西町デジタル地域通貨「ダリヤP a y」とは、発行者が本システムを通じて、利用者に対して発行し、電磁的方法により記録されるポイントであって、利用者が加盟店において地域通貨使用取引の決済に利用できる別表に定める条件が適用されるものをいいます。
- （2） 「アプリ型」とは、発行者が発行するダリヤP a yの発行形態のうち、本アプリ（利用者）上の二次元コードと紐づく形で本QR決済システム上にダリヤP a yのポイントが登録され、当該本アプリ（利用者）上の二次元コードの提示を受けた加盟店が二次元コードを読み取ることにより、登録されたポイントの利用が可能となる形態をいいます。
- （3） 「カード型（チャージ）」とは、発行者が発行するダリヤP a yの発行形態のうち、本カード上の二次元コードと紐づく形で本QR決済システム上にダリヤP a yのポイントが登録され、当該本カードの提示を受けた加盟店が二次元コードを読み取ることにより、登録されたポイントの利用が可能となる形態をいい、利用者がダリヤP a yの発行を繰り返し受けられるものをいいます。
- （4） 「カード型（使い切り）」とは、発行者が発行するダリヤP a yの発行形態のうち、本カード上の二次元コードと紐づく形で本QR決済システム上にダリヤP a yのポイントが登録され、当該本カードの提示を受けた加盟店が二次元コードを読み取ることにより、登録されたポイントの利用が可能となる形態をいいます。
- （5） 「加盟店」とは、発行者から認定を受け、利用者との間で自己が指定した商品等について地域通貨使用取引を行う個人又は法人をいいます。
- （6） 「対象商品等」とは、加盟店がダリヤP a yの一定のポイントと引換えに利用者に提供するものとして、発行者が承認した商品又はサービスをいいます。
- （7） 「地域通貨使用取引」とは、利用者が、加盟店において、発行者から発行を受けたダリヤP a yと引換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- （8） 「地域通貨取引金額」とは、地域通貨使用取引において決済されたダリヤP a yに相当する金額をいいます。
- （9） 「地域通貨発行代金」とは、利用者が、ダリヤP a yの発行を受けるために、発行者に対して支払う代金をいいます。
- （10） 「本アプリ（加盟店）」とは、加盟店がダリヤP a yによる決済、同決済情報を確認する目

的で加盟店の情報端末上において利用する、トラストバンクが開発し加盟店に提供されるアプリケーションソフトウェア（以下「アプリ」といいます。）をいいます。

(11) 「本アプリ（発行者）」とは、発行者がダリヤP a yの発行、管理等の目的で発行者の情報端末上において利用する、トラストバンクが開発し発行者に提供されるアプリをいいます。

(12) 「本アプリ（利用者）」とは、利用者がアプリ型の地域通貨の発行を受け、利用するために利用者の情報端末上において利用するアプリをいいます。

(13) 「本カード」とは、ダリヤP a yの発行、利用のために発行者が利用者に対し発行する、二次元コードが掲載されているカードをいいます。

(14) 「本QR決済システム」とは、トラストバンクが運営管理するダリヤP a yを利用するための二次元コード決済用システムをいいます。

(15) 「利用者」とは、発行者に地域通貨発行代金の納付を行い、発行者からダリヤP a yの発行を受け、当該ダリヤP a yを利用し、又は利用しようとする者をいいます。

(16) 「個人情報」とは、ダリヤP a yの発行又は利用に際し発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、電子メールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。

（ダリヤP a yの発行）

第2条 利用者は、別表に定める発行場所で、別表に定める発行に関する各種条件に基づき、発行者に対しダリヤP a yの発行を申し込むことができます。

2 利用者は、アプリ型のダリヤP a yの発行を申し込む場合、本アプリ（利用者）に登録しなければならないものとし、カード型（チャージ）のダリヤP a yの発行を申し込む場合、発行者所定の利用申込書に必要事項を記入し、本カードの発行を受けなければならないものとします。なお、カード型（チャージ）の利用申込みは、本カードの発行を求める本人もしくは、本人が認める代理人によるものとします。

3 発行者は、次の各号のいずれかに定める方法により、ダリヤP a yを発行するものとします。

(1) アプリ型の場合、発行者が本アプリ（発行者）を利用して、本アプリ（利用者）に表示された二次元コードを読み取り、本アプリ（発行者）に所定の情報を入力し、本QR決済システム上に同情報を反映させる方法

(2) カード型（チャージ）及びカード型（使い切り）の場合、発行者が本QR決済システムを通じて生成される二次元コードが掲載されている本カードを利用者に交付し、本カードに表示された二次元コードを読み取り、本アプリ（発行者）に所定の情報を入力し、本QR決済システム上に同情報を反映させる方法

4 発行者は、利用者による第1項に基づくダリヤP a yの発行の申込みを承諾するときは、利用者による所定の方法による発行代金の決済完了等、別表に定める発行に関する各種条件の範囲内で、速やかに、前項によりダリヤP a yを発行します。ただし、発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、ダリヤP a yの発行を一時的に停止する必要があることを利用者はあらかじめ承諾するものとします。

5 利用者は、発行されたダリヤP a yの残高を、アプリ型の場合は本アプリ（利用者）、カード型（チャージ）の場合は、本カード上に表示された二次元コードを本アプリ（加盟店）により読み取る方法、

又はchiccaサイト上の残高確認専用ページにアクセスし本カードに記載されている会員コードを入力する方法により確認するものとします。なお、カード型（使い切り）の場合は、本カード上に表示された二次元コードを本アプリ（加盟店）により読み取る方法により確認するものとします。

6 ダリヤP a yの発行に要する利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は、利用者が負担するものとします。

（地域通貨の使用）

第3条 利用者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、地域通貨使用取引の決済に利用することができるものとします。

（1） 利用者が本アプリ（利用者）上又は本カード上に表示される二次元コードを加盟店に提示し、加盟店が本アプリ（加盟店）を利用して当該二次元コードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するダリヤP a yのポイントが減じる操作を行い、当該ポイントが本QR決済システム上で自動的に減算される方法

（2） 利用者が本アプリ（利用者）を使用して、加盟店に置かれた二次元コードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するダリヤP a yのポイントが減じる操作を行い、当該ポイントが本QR決済システム上で自動的に減算される方法

2 利用者は、事前に二次元コードをキャプチャした画像、その他、本アプリ（利用者）、本カード及びこれらに表示される二次元コードの複製物を提示する形でのダリヤP a yの利用はできないものとします。

3 利用者は、地域通貨使用取引の完了後、本アプリ（利用者）、本カード上に表示された二次元コードを情報端末により読み取る方法、その他の方法により、利用残高が正しく表示されていることを確認するものとします。

（地域通貨使用取引の取消し等）

第4条 利用者は、法令に基づき売買契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、加盟店との間で行った地域通貨使用取引を取消し、又は解除することができないものとします。

（払戻し）

第5条 利用者は、ダリヤP a yの発行を受けた後は、払戻しを受けることはできないものとします。

（利用者の義務）

第6条 利用者は、本アプリ（利用者）、本カード及びこれらにより表示される二次元コード並びにダリヤP a yを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならないものとします。

2 利用者は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

（1） 本アプリ（利用者）、本カード及びこれらにより表示される二次元コード並びにダリヤP a yを複製し、改変し、公衆送信すること。

（2） 本アプリ（利用者）、本カード及びこれらにより表示される二次元コード並びにダリヤP a yを偽造し、変造し、又は改ざんするなど、不正な方法により利用すること。

（3） 利用者1人が、本アプリ（利用者）及びカード型（チャージ）を併用すること。

（4） 利用者1人が、カード型（チャージ）を2枚以上所有すること。

- (5) マネーロンダリング、換金目的などで地域通貨使用取引を行うこと。
 - (6) 違法又は公序良俗に反する目的でダリヤP a yの発行を受け、又は地域通貨使用取引を行うこと。
 - (7) 申込みに際し、発行者に対し虚偽又は事実と反する事項を届け出ること。
 - (8) その他本規約に反すること。
- 3 前項に規定するほか、ダリヤP a yを不正に利用する行為（利用者その他発行者が不適切と判断する行為）を利用者が行った場合又はそのおそれがあると発行者が認めた場合、発行者及び加盟店は、利用者によるダリヤP a yの利用を認めない場合があります。また、利用者が前2項に違反し、本カードを紛失し、その他の理由によりダリヤP a yを第三者に利用されるなどして失った場合においても、発行者は一切の責任を負わないものとします。
- 4 利用者は、本規約に違反したことにより発行者又は加盟店に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとします。
- 5 発行者は、本条に基づき実施した措置により利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

（有効期間）

第7条 ダリヤP a yの有効期間は、別表に定める期間とします。

（個人情報等の取扱い）

第8条 発行者は、ダリヤP a yの発行又は利用に当たり収集された個人情報を次の各号に掲げる目的にのみ使用し、その管理、共同使用等について、適切に取り扱うものとします。

- (1) ダリヤP a yの運営及びサービス提供
 - (2) サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
 - (3) 電子メール等の通知手段による情報発信
 - (4) 利用者からのお問合せ等に対する適切な対応
 - (5) 個人を特定できない形の統計情報としての使用
 - (6) その他上記各使用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- 2 利用者は、発行者が本規約に定める事項に係る業務を発行者が指定する第三者に委託する場合において、発行者及び受託者が必要な措置を講じた上で、御提供いただいた個人情報を受託者に提供し、受託者が委託業務の範囲内で御提供いただいた個人情報を使用することに同意するものとします。

（反社会的勢力の排除）

第9条 利用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会 屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること。
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、

暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 利用者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 発行者は、利用者が前二項に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らかの手續を要することなく、利用者の保有するダリヤP a yの残高について、利用資格を取り消すことができるものとします。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負わないものとします。

4 前項の場合、当該利用者の保有するダリヤP a y残高は失効するものとし、この場合において、発行者は払戻ししないものとします。

(利用中止)

第10条 発行者は、ダリヤP a yを適正に運営するために、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に対し事前に通知することなく、ダリヤP a yの発行及び地域通貨使用取引の全部又は一部を停止又は中止することがあるものとします。この場合において、利用者はダリヤP a yの全部又は一部を利用することができないものとします。また、発行者は、利用者が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、発行者が必要と判断する本人確認等の確認を行うことができ、係る確認が完了するまで、ダリヤP a yの発行及び地域通貨使用取引の全部又は一部を停止又は中止することができるものとします。

(1) 発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、災害又は事変等やむを得ない事由により、本QR決済システムを利用することができない場合

(2) システムの保守・点検等により、本QR決済システムを停止する必要がある場合

(3) 利用者が本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合

(4) 利用者がダリヤP a yを違法若しくは不正に入手、利用した場合、又はそのおそれがある場合

(5) キャンペーン等によって付与される特典を不正に得る目的で同一の利用者が二つ以上の本アプリ(利用者)又は本カードを利用した場合

(6) ダリヤP a yの利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合

2 発行者及び加盟店は、本条に基づき実施した措置に基づき、利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

(本規約の変更)

第11条 発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法により、利用者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、利用者がダリヤP a yを利用した場合には、利用者は本規約の変更に同意したものとみなします。

(権利義務の譲渡等)

第12条 利用者は、発行者の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとします。

(ダリヤP a yの発行及び管理に関する業務の終了)

第13条 発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、ダリヤP a yの発行及び管理に関する業務の全部又は一部を終了することがあるものとします。この場合、所定のウェブサイト等において掲載することにより利用者に周知する措置を講じるものとします。

(分離可能性)

第14条 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能を判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

(連絡又は通知の方法)

第15条 本規約の変更に関する通知その他発行者から利用者に対する連絡又は通知は、本アプリ（利用者）又はc h i i c aサイト上の適宜の場所への掲示、その他発行者の定める方法で行うものとします。

附 則 本規約は、令和5年9月25日から施行する。

別表

| 番号 | 項目 | 概要 |
|----|--------|---|
| 1 | 名称 | 川西町デジタル地域通貨「ダリヤP a y」 |
| 2 | 発行単位 | ポイント |
| 3 | 発行開始日 | 令和5年11月1日 |
| 4 | 有効期間 | 発行者が事業ごとに定める期間とする |
| 5 | 発行代金 | 1ポイントにつき1円とする |
| 6 | 発行上限 | 発行者が事業ごとに定める |
| 7 | 発行形態 | アプリ型、カード型（チャージ）及びカード型（使い切り） |
| 8 | 利用可能店舗 | 川西町内に所在する加盟店とする |
| 9 | 利用条件 | 地域通貨使用取引において、地域通貨の残高が不足した場合、利用者は不足分を現金等で支払うことができる |
| 10 | 払戻条件 | 発行者は、地域通貨の払戻は一切行わない |